

愛媛県権限移譲推進指針 概要
(平成18年度策定、最終改訂令和8年3月)

1 権限移譲の基本的な考え方

地方分権の進展や市町の自治能力の向上など、県と市町を取り巻く環境の変化を踏まえ、県と市町の適切な役割分担のもと、市町において担うことが適切であると考えられる事務を、次の考え方に基づいて選定し、権限移譲を推進する。

- (1) 県と市町の役割分担に応じた権限移譲の推進
- (2) 市町の受入体制に応じた権限移譲の推進
- (3) 市町の意向を踏まえた権限移譲の推進

2 権限移譲対象事務【73パッケージ（1,108事務）】

(1) 選定の考え方

- ①行政サービスの向上につながる事務
 - ・住民に身近な事務
 - ・迅速かつ効果的・効率的な事務執行となる事務
- ②市町行政の充実強化につながる事務
 - ・市町において完結する事務
 - ・市町の総合的な行政の展開が可能となる事務
 - ・地域の実情に即した的確な対応が可能となる事務
- ③その他
 - ・法改正等により、県と市町が一体的又は一連の事務として行うこととなった事務、既に権限移譲している事務の種類や範囲等の変更のあった事務
 - ・市町から希望があった事務

(2) 権限移譲対象事務の提示分類（権限移譲の単位）

① パッケージ方式

権限移譲を受けた市町が、地域特性を生かして行政サービスを一貫して行えるよう、関連する事務を「パッケージ」としてとりまとめ、原則として、権限の移譲はパッケージごとに行う。

②個別方式

①以外に、個別に特定の市町から権限移譲希望があったものについて、可能な場合は、一連の事務を最小単位として移譲する。なお、法令改正に伴う、既移譲事務に関連する新規事務の追加等についても、個別方式により行う。

(3) 市町の規模ごとの提案

市町の人口規模が受入態勢等の条件整備に影響する場合も考えられることから、中核市、一般市、町の3区分を一つの目安として提案する。

3 権限移譲の進め方

「県・市町権限移譲検討協議会」において、移譲事務及び移譲予定時期等を協議・調整した権限移譲具体化プログラムを作成し、これに沿って受入体制等の整った市町から段階的に権限移譲する。なお、同プログラムの作成に当たっては、個々の市町の実情・規模に応じて希望する市町が事務を受け入れる「手挙げ方式」による移譲とする。

4 権限移譲に当たっての支援措置等

(1) 財政的支援

市町の負担状況を考慮し、市町の権限移譲事務の処理に要する標準的な経費に相当する「権限移譲事務等市町交付金」を交付する（市町が直接手数料を徴収するもの、市町地方交付税に算入されるもの及び「権限移譲事務等市町交付金」以外に財政措置されるものを除く。）。

また、権限移譲にあたって、初年度に、特に必要な経費が生じる場合には、当該経費を措置する。

(2) 人的支援

円滑かつ適切な事務執行を図るため、市町からの要望に応じて、当該業務に精通し専門的な知識を有する県職員の派遣や、市町職員の県への研修受入を行う。

(3) その他の支援

適切な事務の引継や権限移譲後のフォローアップに努めるとともに、必要に応じて関係職員への説明会や研修会の開催等円滑な権限移譲事務の処理の支援を行う。

5 今後のスケジュール

対象事務については、権限移譲具体化プログラムにおいて移譲予定時期や必要な条件整備等を整理し、事務を所管する県と市町の担当課において具体的に協議を進め、組織体制整備や人員配置、事務引継及び研修に要する期間等を考慮しながら、移譲時期を決定し、受入体制等の整った市町から段階的に移譲する。